

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、当時の妻が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、当時の妻が集金人に納付したと申述しており、事実、申立人が申立期間当時に居住していた区では、当時、集金人による保険料の徴収が実施されていたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどを踏まえると、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月21日から15年4月21日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の32万円から22万円に下がっているが、給与明細書によると32万円に見合う厚生年金保険料が控除されている。申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成14年10月1日の定時決定により、22万円と記録されている。

しかしながら、A社の平成14年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（副）によると、申立人の標準報酬月額は32万円であることが確認できる。

また、当該事業所の社会保険事務担当者は「申立人の申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を行い、保険料を控除した。」と証言している上、同事業所が保管する賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書により、平成14年の定時決定前後の報酬月額は、ほぼ同額であり、厚生年金保険料控除額も定時決定前の標準報酬月額（32万円）に見合う額であることが確認できることから、同事業所は申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円とする届出を行ったことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月10日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月10日から56年1月15日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と比較して低く記録されている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち昭和49年8月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行

については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 12 月から 51 年 9 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認でき、同年 10 月から 55 年 12 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は一致していることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年3月までの期間及び57年4月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から49年3月まで
② 昭和57年4月から59年4月まで

申立期間①については、平成22年1月にA市役所の窓口で国民年金の記録の確認を行ったときに、保険料納付済み期間から未加入期間へと記録訂正されてしまった。自分では国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていないが、父が加入手続及び保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間②については、昭和59年5月ごろ、国民年金の加入手続を行い、2年分の保険料13万円ぐらいをまとめて納付した。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、その父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと思うと申述しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和60年3月に払い出されており、その時点では、申立期間①については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が主張する国民年金被保険者名簿の記録訂正についてA市に確認したところ、紙台帳から磁気媒体へ移行した際の入力ミスであり、申立人の手帳記号番号の払出年月日から申立期間①の保険料を納付したとは考え難いことから、記録の訂正が行われたものであるとの回答を得ており、同市における国民年金被保険者名簿の記録を訂正したことをもって、申立期間①の保険料を納付したものとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 59 年ごろ、2 年分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間②当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者の配偶者であることから国民年金の加入は任意であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間②にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができず、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月まで

申立期間当時は学生だったので、父が国民年金の加入手続を行い、母が保険料を納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月ごろ、その父親が国民年金の加入手続を行い、その母親が保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 5 月に払い出されており、申立期間については、申立人は学生であることから国民年金の加入は任意であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人が所持する年金手帳によると、昭和 55 年 4 月に初めて国民年金の資格を取得した記録になっている上、オンライン記録においても、同様に、同年 4 月に初めて国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間については、国民年金に未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から60年12月まで
私は、20歳になったときには学生ではあったが、家族と話し合い国民年金に加入し保険料を納付していた。結婚後、社会保険事務所(当時)で保険料の未納が無いか確認したところ、「不備は無い。」と言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和57年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は61年9月に職権で払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立人が20歳になった57年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認される上、申立期間の一部については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、昭和61年1月から同年3月までの保険料についても未納であったが、63年4月に、同年1月から同年3月までの第3号被保険者期間に係る重複して納付した保険料が、当該未納期間の保険料として充当されていることが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧であるなど、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から29年3月16日まで
② 昭和29年5月1日から30年6月10日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和30年7月9日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間②に係る事業所の元役員は「退職する女性従業員には、当事業所において、自動的に脱退手当金の請求手続を行い、本人に現金で渡していた。」と証言していることを踏まえると、申立人においても、事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①及び②と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌日から28日後の昭和30年7月9日に支給決定されており、加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。